

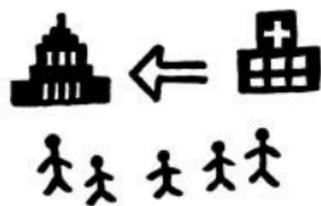
現在、すべての病院と指定された診療所のがん患者のデータは国が管理しています。医療機関による「院内がん登録」の情報から都道府県が「地域がん登録」を行い、最終的には国（国立がん研究センター）にすべての情報が集約されます。これを「全国がん登録」と呼びます。

私が罹患（りかん）した膀胱（ぼうこう）がんについても、ステージ、病理所見、治療法などは東京大学病院から東京都を経由して、国に届けられているはずで

す。がんの情報は非常に大事な個人情報ですが、がん登録は本人の同意なしに行われています。がん登録推進法という法律によって、がんの情報は

がん社会 を診る

中川 恵一



イラスト・中村 久美

同意を前提とすると、真実より良い方向にバイアスが生じてしまうのです。このため法律によって、同意を必要とせずに全例を登録する仕組みが求められてきました。

欧米諸国はもとより韓国でも台湾でも、がん患者のデータはほぼ100%登録されています。わが国でも1950年代から広島市、長崎市、宮

患者の情報は国が管理

個人情報保護法の外において管理することが定められているからです。

同意が必要だとすると正しい情報は集まりません。たとえば「あなたのがんは100

%完治するから絶対に大丈夫」と言われれば届け出に同意しようという気持ちになるでしょうが、いきなり「余命3

カ月のがん」と宣告されたらためらう人も多いはずです。

城県、次いで、大阪府、愛知県などで、地域がん登録が始まりました。しかし健康増進法

に基づく努力義務にとどまっていたため、届け出は一部の患者データに限られています。

た。2005年に施行された個人情報保護法もがん登録には逆風になったと思います。このため07年に施行されたがん対策基本法でも、がん登録の推進を3つの重点課題の一つに掲げました。しかし、個人情報の取り扱いを巡って意見がまとまらなかったため、国レベルのシステム作りは先送りされてきたのです。

しかし、13年12月にがん登録推進法が成立し、原則すべてのがん患者の基本情報は国に集約され、がん対策に活用されます。この法律は16年1月1日に施行され、日本でもがんの全貌が明らかになりつつあります。次回も関連する話題を続けます。

（東京大学病院准教授）